

令和7年度 三芳町 就学援助制度のご案内（7月～6月分）

町では、町内に住民登録し居住しているご家庭の児童・生徒で経済的な理由により就学が困難な家庭に対し、学用品費・給食費・修学旅行費などの費用の一部を援助しています。

1. 援助を受けることができる方

三芳町に住民登録があり、公立の小中学校に在籍する児童・生徒がいるご家庭で、下記の認定基準の範囲以内に該当する場合

- ① **令和6年中**に同一世帯に所得のある方すべての合計所得額が、生活保護基準に基づく指数の1.3以下の世帯
- ② 児童扶養手当を受給している家庭で、**令和6年中**に同一世帯に所得のある方すべての合計所得額が、生活保護基準に基づく指数の1.5以下の世帯
- ③ 生計を共にする家族が不慮の事故及び病氣療養中など生計が著しく困窮した世帯

2. 申請手続き ※**令和7年6月分**まで認定を受けている世帯も、改めて申請が必要です。

受付期間 **令和7年5月7日（水）～6月30日（月）**

この期間以降も随時受け付けますが、申請があった月の翌月からの認定になります。

提出先 三芳町教育委員会学校教育課（三芳町役場5階） ※郵送不可

提出書類 就学援助費受給申請書（1世帯1枚） ※町HPにも掲載しています

添付書類 ◆前年分（**令和6年分**）の所得を証明する下記の書類等のうち、該当するものの写し。

- ① **令和7年度**課税証明書（※**令和7年1月1日**に三芳町に住所を有しなかった方のみ。その時点の住所地で取得してください。）
 - ② 児童扶養手当証書の写し（埼玉県発行の水色の書類）
 - ③ 各種年金支払通知書…障害年金・遺族年金などの年金を受給している方
 - ④ 失業手当受給資料（総支給額のわかる書類）
 - ⑤ その他の収入や手当を受けていることを確認できる書類
- ◆貸家及び借間等にお住まいの場合、家賃を証明できる書類（写し）
（賃貸借契約書または家賃引落しの記帳がされている通帳など）

注意事項 ① 同一世帯に所得のある方すべての合計所得額が審査対象になります。

② 同一世帯に未申告の方がいる世帯は、対象となりません。

※住民税で配偶者控除や扶養控除を受けている方で収入のない場合も申告が必要です。

また、収入のある場合でも勤務先等から三芳町役場へ給与支払報告書が提出されていない場合は申告が必要となります。

③ 生活保護を受けている方は、申請できません。

④ 添付書類の不備、記入漏れ、印鑑漏れ等がありますと受け付けることができません。

3. 審査結果

審査結果 令和7年7月中旬頃、郵送にて通知します。

4. 就学援助費

下表の金額は年額（予定）です。詳細は、認定者宛てに審査結果と共に送付します。

援 助 費 目	支給金額（小学校）	支給金額（中学校）	支 給 時 期
学 用 品 費	11,630円	22,730円	各学期終了後
通学用品費(第1学年を除く)	2,270円		各学期終了後
校外活動費（宿泊なし）	対象経費(クラス別行動は、学年全体で均等に支払う経費のみ支給。班別行動・お小遣い・おやつ代等は対象外)		学期終了後
校外活動費（宿泊あり）	対象経費(クラス別行動は、学年全体で均等に支払う経費のみ支給。班別行動・お小遣い・おやつ代等は対象外)		実 施 後
修 学 旅 行 費	対象経費(クラス別行動は、学年全体で均等に支払う経費のみ支給。班別行動・お小遣い・おやつ代等は対象外)		実 施 後
新 入 学 用 品 費		63,000円 ※令和8年1月1日に認定 している世帯	入学前 2月上旬
給 食 費	実 費 額（現物支給）		徴収(口座振替)なし

※学校給食費を除く就学援助費の支給は保護者への口座振り込みとなりますが、学校納入金、過去の学校給食費等に滞納がある場合は、学校長に委任する場合があります。なお、三芳町に住所を有し、町外の公立小・中学校へ就学している方については、学校給食費は保護者への口座振り込みとなります。

※支給時期については、多少前後することがありますのでご了承ください。

※生活保護を受けている場合は、修学旅行費・医療費が就学援助費から支給され、それ以外は生活保護費（教育扶助費）から支給されます。町からの就学援助費については、支給時期になりましたら別途お知らせします。

お問い合わせ先
三芳町教育委員会 学校教育課 学務担当
電 話 049(258)0019 内線524・525
FAX 049(274)1056